

松本市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定 平成31年 2月28日

変更 令和 5年 3月30日

松本市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市は、日本列島のほぼ中央に位置し、西に日本の屋根「北アルプス」、東に美ヶ原高原を望むことができ、自然に恵まれた山の都である。また、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なり、それぞれの気候や風土を活かして多品目（米・野菜・果実・畜産・花き）の農産物を生産している。

しかしながら、中山間地域では、耕作条件に恵まれない零細な農地が多く、農業従事者の高齢化も進んでいることから、遊休農地の増加が懸念されており、その発生防止・解消が課題となっている。一方平地では優良農地を中心に土地利用型の稲作や、野菜又は果樹栽培が行われていることから、担い手への農地の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、松本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する長野県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として将来目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

① 既存遊休農地の解消

	令和3年度に認めた 1号遊休農地に係る面積	左記に対する 解消面積	残りの1号 遊休農地面積
現状 (令和4年3月)	31.4 ha		
1年後の目標 (令和5年3月)		6.3 ha	25.1 ha
2年後の目標 (令和6年3月)		6.3 ha	18.8 ha
3年後の目標 (令和7年3月)		6.3 ha	12.5 ha
4年後の目標 (令和8年3月)		6.3 ha	6.2 ha
5年後の目標 (令和9年3月)		6.2 ha	0

※目標は農水省経営局長通知に基づき令和9年3月とする。

② 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を当該年度に全て解消する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 農業委員と推進委員は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

イ 上記アの利用状況調査を補完するため、毎月、8日、18日、28日を農地パトロールの日と定め、農業委員と推進委員は日常的に農地状況の把握に努めるとともに、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動も併せて実施する。

ウ 利用状況調査、利用意向調査は、担当区域の農業委員及び推進委員が連携しながら行い、必要に応じて農協等にも協力を求める。

エ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

オ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、令和3年度に認めた遊休農地の解消面積により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (令和4年3月)	7,180 ha	4,004 ha	55.8 %
1年後の目標 (令和5年3月)			56.4 %
2年後の目標 (令和6年3月)			57.2 %
3年後の目標 (令和7年3月)			57.8 %
4年後の目標 (令和8年3月)			58.3 %
5年後の目標 (令和9年3月)			58.9 %
6年後の目標 (令和10年3月)			59.4 %
7年後の目標 (令和11年3月)			60.0 %

※現状の「管内の農地面積」は、令和3年の耕地及び作付面積統計における耕地面積。

※目標は農業経営基盤強化促進法に基づく本市の基本構想に従い令和11年3月とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直しに関わり、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、農地の受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（個人・法人） （新規参入者取得面積）
過去3か年の 平均値	25 経営体 (5.9 ha)	
現状 (令和4年3月)		31 経営体 (6.9 ha)
1年後の目標 (令和5年3月)		56 経営体 (12.8 ha)
2年後の目標 (令和6年3月)		81 経営体 (18.7 ha)
3年後の目標 (令和7年3月)		106 経営体 (24.6 ha)
4年後の目標 (令和8年3月)		131 経営体 (30.5 ha)
5年後の目標 (令和9年3月)		156 経営体 (36.4 ha)

※過去3か年の平均値は令和元年度から令和3年度までの新規参集者数（新規参入者取得面積）の平均値。

※現状値は令和3年度における新規参入者数（新規参入者取得面積）。

※目標は令和9年3月とし、現状値からの累計値とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握する。

② 新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入及び新たな担い手の参入推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して参入に向けた調整を行う。

担い手が活用するには不向きな狭小農地等の耕作者として定年就農者、移住就農者、半農半X等の兼業就農者又は菜園愛好者等の新たな担い手の意向と希望に応じ、貸借等の権利取得を推進する。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の相談役として、農地や住宅等の斡旋や紹介など地域の受入条件の調整を図るとともに、新規就農者育成総合対策事業（農業次世代人材投資事業）の活用や各種補助制度の紹介など、後見人としての役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者数（個人、法人）により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、松本市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

【用語説明】

- 1 「遊休農地」とは農地法第32条第1項第1号及び第2号に規定する遊休農地をいう。
- 2 「担い手」とは認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営による特定農業団体・集落営農組織をいう。
- 3 「農地利用集積面積」とは担い手の自己所有地、借入地及び特定農作業受託により集積した面積をいう。